

『ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金』

「17次公募要領」の更新内容

日付	ページ数	主な変更内容
R6.1.10	11	「2-2公募申請期間」の新設 軽微な体裁変更
R6.1.24	10	国の他の助成制度の実績が記載されていない場合、 不採択となる可能性がある旨追記
R6.1.24	29	加点項目の要件未達の場合の減点措置に関する記載 を更新 (賃上げ加点について要件未達だった場合は、中小 企業庁所管の補助金において18か月間の減点)
R6.1.24	33	口頭審査は1名で対応すること、社外取締役や勤務実 態のない者は不可であることの旨を追記